

三条市看護師等就業・移住支援金募集要項

市外から三条市に移住し、看護師等（看護師、准看護師）として市内の医療機関に就業した方又は就業予定の方に就業・移住支援金を支給します。

1 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 三条市内に3年以上にわたって居住することを前提として令和5年1月1日以降に市外から市内に転入し、本市に住民登録されていること。（三条市から転出した日から1年以内に市内に転入した方を除く。）
- (2) 令和5年4月1日以降に市内の医療機関に看護師等として就業し、又は就業する見込みがあること。（済生会新潟県央基幹病院に勤務することを前提として、令和5年4月1日以降※に新潟県立燕労災病院に就業した方を含む。）
- (3) 申請者や世帯員に三条市の市民税又は転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がないこと。

※医療機関の都合（研修のため等）により、令和5年度採用の方が令和5年3月以前に就業した場合を含みます。この場合の市内転入は就業日の3か月前以降となります。

（例）就業日が3月1日の場合、転入日が12月1日以降

2 支給額

看護師又は准看護師として医療機関に勤務する方1人につき50万円

3 申請方法

令和7年3月14日（金）までに、次の書類を郵送又は持参で、三条市福祉保健部健康づくり課に提出してください。

- (1) 三条市看護師等就業・移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 就業証明書（様式第2号）
- (3) 看護師等の資格を有することを証する書類の写し
- (4) 転入前の市区町村における納税証明書その他の滞納がないことを証する書類

※上記の他に必要に応じて追加で書類の提出を求められることがあります。

<郵送で提出する場合>

封筒の表面に「就業・移住支援金申請書類在中」、裏面に申請者の住所、氏名を明記の上、簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。（送付先は下記4のとおり。）

※申請期限間際の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、配達日時を指定できるサービスを御利用されるなど、申請期限内に必要な書類が確実に市の窓口が届くように対応をお願いします。

＜持参する場合＞

土日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時までの間に持参してください。

4 提出先・お問合せ先

三条市 福祉保健部 健康づくり課 健診係

【住所】〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

【電話】0256-34-5443

【メール】kenko@city.sanjo.niigata.jp

【ホームページ】

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/kenkozukurika/kenshin/16855.html>

要綱、申請書類をダウンロードできます。

